

中新川広域行政事務組合 第 10 期介護保険事業計画
基礎資料等作成業務仕様書

1 業務名

中新川広域行政事務組合 第 10 期介護保険事業計画策定支援業務

2 業務の目的

本業務は、老人福祉法第 20 条の 8 及び介護保険法第 117 条、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、令和 9 年度から令和 11 年度までを計画期間とする「中新川広域行政事務組合 第 10 期介護保険事業計画」を策定することを目的とする。

3 業務の期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 業務の内容

計画の策定に向けたコンサルティング、計画本編及び概要版の編集、印刷、製本等。

(1) 人口推計及びサービス見込み量・保険料の設定支援

国保連給付実績データに基づき、介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の分析を行う。また、第 9 期計画時の設定経緯を踏まえ、第 10 期計画の前提となる圏域の将来人口および高齢者人口を設定し、国から提示されるワークシートにより要支援・要介護者数、介護保険サービス利用者数を推計するとともに、介護保険サービス見込み量、介護保険給付費、第 10 期介護保険料の設定支援を行うこと。

- ① 人口及び被保険者数の推計支援
- ② 目標年度における介護サービスの見込み量の算定支援
- ③ ②を踏まえた保険料の算定支援

(2) 施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

現行計画における施策・事業の実施状況、今後の施策方針や連携体制の見直し等、管内町村に調査を実施する。そのための調査シートの設計及び結果のとりまとめを行い、評価を行うこと。

- ① 高齢者実態調査結果に基づく地域課題の把握と整理
- ② 現況把握と整理、これまでの高齢者福祉施策の検証と課題のとりまとめ
- ③ 地域包括ケアの推進に向けた取り組み事項の検討、情報収集（他市町の情報提供含む。）

(3) 計画骨子案・計画素案の作成

これまでの調査結果を踏まえて第9期計画の基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し、内容の協議を行うこと。

- ① 調査・分析結果に基づく計画骨子案の作成
- ② 計画素案の作成、とりまとめ
- ③ 現行計画及び各福祉関連計画の整合調整
- ④ 計画内容の確定

(4) 策定委員会の運営支援（4回）

策定委員会の運営を円滑に行うため、資料の作成等を行う。計画内容を審議するために設置される計画策定委員会の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援を行うこと。

(5) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを本組合が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行うこと。

(6) 本業務に関する令和8年度分の情報提供支援

本計画では、管内町村における老人福祉計画や地域福祉計画等との整合性を確保するとともに、全国の幅広い事例や同等規模の取組み内容を参考にする場合があるため、各種情報をまとめて提供すること。

① 介護・福祉関連情報の提供

受託業者は本計画の策定に関する介護・福祉に関する情報を適宜提供すること。

② 介護・高齢者福祉施策及び福祉関連に係る先進事例の提供

計画における施策を検討する際の資料とするため、全国都市の特色ある施策の事例提供を行う。事例提供内容は類似団体等の比較検討を実施するため、当該団体人口などの基本情報はもとより、施策の事業期間・担当部局名をはじめ、目的・特色などの先進事例を少なくとも10件以上提供し、冊子としてまとめること。

(7) 概要版の印刷・製本

周知・啓発するために、住民に分かりやすいデザイン・編集に配慮した計画書・概要版を作成すること。

5 成 果 品

- (1) 計画書（A4判・本文1色・100頁程度・データ納品・300部印刷）

- (2) 概要版（A 4 判・4 色・10 頁程度・データ納品・1 部印刷）
- (3) 令和 8 年度における情報提供（データ納品・1 部印刷）
 - ・介護・福祉に関する情報
 - ・全国の介護・高齢者福祉施策及び福祉関連に係る先進事例
- (4) 独自提案に基づく資料
- (5) その他関係資料一式
(施策・事業の実施状況の評価及び課題の取りまとめや電子データ一式を含む。)

6 その他

- ・仕様書に定めのない事項や疑義が生じた事項については、本業務の受託者は必要に応じ協議して定めるものとする。
- ・上記業務においては、すべて成果品を確実に納めること。
- ・当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、本業務内容を変更することができる。
- ・本計画に関して参考となる情報提供の方法及び想定されている支援についての資料見本、実績及び計画見本を提供すること。
- ・本業務で作成された成果品の著作権は、中新川広域行政事務組合に帰属するものとする。